

昭和57年12月20日制定
昭和63年 1月28日改定
平成10年11月30日改定
平成16年 5月28日改定
平成21年12月 4日改定

1. 論文集委員会

1. 1 委員会の目的

論文集委員会（以下委員会という）は、日本フルードパワーシステム学会論文集およびJFPS International Journal of Fluid Power System（以下論文集という）に関連する業務を行うことを目的とする。

1. 2 委員会の構成

委員会は委員長および数名の委員をもって構成する。

1. 3 委員長

1.3.1 委員長は理事会の推薦により会長が委嘱する。

1.3.2 委員長の任期は原則として2年とし、4年まで延長することができる。

1. 4 委員

1.4.1 委員は、委員長の推薦にもとづき理事会の議を経て会長が委嘱する。

1.4.2 委員の任期は原則として2年とするが、再任を妨げない。

1. 5 校閲委員

1.5.1 校閲委員は、委員会の選考にもとづき委員長の推薦により会長が委嘱する。

1.5.2 校閲委員の任期は原則として2年とするが、再任を妨げない。

1.5.3 校閲委員の氏名は公表しない。

1.5.4 校閲委員は、任期終了後でも担当投稿原稿の採否が決定するまでは校閲の責任を負う。

1.5.5 校閲委員は、校閲の経過ならびに結果について校閲中はもちろん、採否決定後でも他に漏らしてはならない。

1. 6 会 議

委員長は、必要に応じて委員会の会議を開催することができる。

2. 委員会の業務

論文集の編集に必要な事項を処理するため、研究論文、研究速報及び誌上討論などに関する次の業務を行う。

(1) 校閲委員を選考する。

(2) 投稿された各研究論文につき、もっとも適当と思われる校閲委員2名を選出し、判定が割れたときには更に1名の校閲委員を選出する。

- (3) 投稿された各研究速報につき、もっとも適当と思われる校閲委員 2 名を選出し、判定が割れたときには更に 1 名の校閲委員を選出する。
- (4) 校閲の処理並びに校閲結果の取り纏めを行う。
- (5) 誌上討論の採否を決定する。
- (6) その他、論文集に関わる必要な審議を行う。
- (7) 論文の電子化に関する業務を行う。

3. 校閲委員会の任務

- (1) 校閲委員は、研究論文及び研究速報の投稿原稿を校閲する。
- (2) 校閲委員は、校閲の結果を委員会に報告する。

付 則

この規程の改定は、平成 21 年度第 4 回理事会で承認され、平成 21 年 12 月 4 日から適用する。